

ペット同行避難マニュアル

浜松市

令和7年6月 改訂

目次

1	本マニュアルについて	1
2	平時の対応	2
3	災害発生時の対応	4
	(参考) 避難所へのペットの同行避難について	7

付録

- 別表 1 ペット受入場所一覧（指定避難所）
- 別表 2 ペット防災資機材の内容
- 別紙 1 ペットの飼育スペース設営の流れ、指示書、
ペット飼育ルールの項目（例）
- 別紙 2 避難所ペット飼育者一覧表（受付簿）

1 本マニュアルについて

本マニュアルは、発災時に飼い主とペット双方の被害を避けるために、飼い主がペットと一緒に避難所等の安全な場所に避難する「同行避難」についてまとめています。

円滑な同行避難のため、避難所を運営する地区防災班員や自主防災隊が取り組むべきこと、また飼い主が準備しておくことや避難時に行うべきことなどを記載しています。

2 平時の対応

【地区防災班員及び自主防災隊】

1 飼育スペースの確認

すべての指定避難所においてペット受入場所候補が選定されています。

ペット飼育スペース選定のポイント

- ・ ペットを飼育していない方との動線ができるかぎり交わらない
- ・ 鳴き声やニオイ等の問題を考慮して、一般の避難者の居室から離れた場所に設置する
- ・ 飼い主の居室は、できるだけペットスペースの近くにする
- ・ ペットへの刺激を減らすため、人や車などの通り道から見えない場所にする
- ・ ペットの種類ごとに分けて飼育場所を確保する
- ・ 水道に近く、掃除がしやすい場所を選ぶ
- ・ 屋外にする場合は、風雨や日光、寒さをしのげる場所とする
- ・ 犬をリード等で繋ぐ場合は、丈夫な支柱がある場所を選ぶ

2 ペット防災資機材の設置

災害時に避難所でのペット飼育スペースの作成に役立つ物資や指示書（マニュアル）を1つにまとめたものを市内すべての指定避難所に配備しています（ペット防災資機材の内容物はP12別表2参照）。

指示書の内容は、ペット飼育スペースの設営方法や記入が必要となる関係書類、運営ルールの周知などであり、運営委員の手が離せない状況であったとしても、運営委員が指示できる状況と同様の対応がとれます。

ペット防災資機材は、運営委員以外の人でも確認できるよう、防災倉庫に置いてあります。
※災害時に同行避難者の方にご覧いただき書類は、あらかじめ印刷し、ペット防災資機材と同様の場所に保管してあります。

ペット防災資機材の一例→



【飼い主】

飼い主の皆さんは、以下のことについて確認・準備をお願いします。

1 同行避難時に必要な資材等の用意

ペットの飼育に必要なものは、飼い主が自ら用意します。

■必要な資材例

- ・ペットフード、水（ローリングストック方式（※）で1か月分）
- ・ペットフード等を保管するための密閉できる容器・袋
- ・薬、及び薬の名称等を記したメモ
- ・ペットの糞尿や毛を処理するための用具
- ・ケージ、首輪、リード

（※）ローリングストック方式とは

普段多めに買って置き、少なくなったらその分を買い足していくことで、常に一定量の備蓄を確保すること。

2 しつけや手入れ

避難所では、多くの人やペットが集まるため、人慣れ・動物慣れしていないペットにとっては大きなストレスがかかる可能性があります。

避難所での生活による負担を減らすため、また、他の避難者からの理解を得やすくするため、普段から飼い主以外の人や動物と接する機会をつくったり、清潔な状態を保てるようにこまめに手入れをしたり、不妊・去勢手術を済ませておくことが望ましいです。

3 避難できる動物であるかの確認

同行避難が可能な動物として、犬や猫等の小型の哺乳類と鳥類等を想定しています。

ただし、特定動物に指定された動物及びこれに類する動物は含みません。

避難所で飼育することができないような動物については、平時より飼い主自身が災害時の対応として避難先や預け先を検討しておく必要があります。

3 災害発生時の対応

1 災害発生直後の対応

【飼い主】

- ① 周囲の安全確保とともにペットの状態（ケガの有無等）を確認する。
- ② 自宅の損壊等により在宅避難が困難な場合、ペットとの避難生活に必要なものを持ち、あらかじめ決めていた避難先（親族、知人宅等）への同行避難を行う。

（在宅避難及び親族、知人宅等への避難が困難な場合）

- ③ 指定避難所へ同行避難を行う。

【指定避難所】

- ① 施設の安全確認を行った後に避難所が開設され、地区防災班員及び自主防災隊は、一般避難者及びペット同行避難者の受付場所を分けて指定する。
 - ② 受付設置からは、ペット同行避難者自らがペット防災資機材内の指示書等（P13 別紙 1 参照）に従い実施する。
- ～ 以下、ペット同行避難者による ～
- ③ 机、椅子を用意し、受付を設置する（机や椅子の保管場所など分からないことは地区防災班員に確認）。
 - ④ 受付担当を決め、受付担当は新たに訪れたペット同行避難者に対し、「避難所ペット飼育者一覧表（受付簿）」（P19 別紙 2 参照）へ記入させるとともに、個別札へ受付番号や飼い主の氏名及び注意事項を記入させ、ケージやリードへの装着を指示する。
 - ⑤ ペット同行避難者同士で協力し、ペット飼育スペース内のペットごとの配置の決定やブルーシートによる雨風よけを設置する。
 - ⑥ ケージに入ったペットを飼育スペース内の決められた場所に置く。ケージに入っていない場合はリードをフェンス等につなげる。
 - ⑦ ペット同行避難者（飼い主）のみ、一般避難者と同様の居住スペースに行く。



ペット飼育スペース設営例（外・屋根なし）



リードへの個別札装着イメージ



ケージ用荷札の装着イメージ

2 飼育スペースの設営上の注意点

- 貼り紙や区画線などで飼育スペースを明確に示す。
- 屋外に飼育スペースを作るときはブルーシートを活用して、日よけや雨風よけの整備をする。
- ケージ等に入らないペットは、支柱等につなぎ止める。
- なるべくペットの種類ごとに分けて収容する。
- 動物間でのストレス緩和や交配防止のため、適切な距離をとって管理する。
- 咬みつき事故防止のため、関係者以外の立ち入り禁止の表示をする。
- 屋内では、床を汚さないようにブルーシートを敷いて、清掃しやすくする。

3 避難生活中における対応

【ペット同行避難者】

- 避難所ごとに定めたペット飼育のルールを守り、避難生活を行う。
- ケージの開閉時におけるペットの逸走に特に注意する。
- 食べ残したフードの片付けやケージ内の糞尿の処理、ケージ周辺の掃除を行う。
- 犬の飼い主は、こまめに散歩を行う（※）。

※犬の鳴き声の問題は、犬を散歩させることで軽減できます。

他の避難者に迷惑をかけないため、また犬自身が落ち着くためにも、散歩は有効な手段のひとつです。また、定期的な散歩により犬の体調不良にも気づきやすくなります。

【避難所運営委員会】

ペット同行避難者は、避難所運営委員会の衛生グループ（浜松市避難所運営マニュアル参照）に所属し、主体的に以下の対応を行います。

- ペットに関する情報を周知する「ペット情報専用掲示板」を設置する。
- 状況に応じ、避難所におけるペット飼育のルールを見直し、周知を行う。

(参考) 避難所へのペットの同行避難について

【なぜペットの同行避難が必要なのか？】

人・ペットともに災害後、自宅が被災していない場合は、自宅での生活（在宅避難）を基本としていますが、自宅が被害を受け、生活が困難になってしまった場合でも、避難所にペットの受け入れスペースがないため、ペットとともに自宅にとどまり二次被害に遭ってしまうケースも想定されます。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、大規模な地震や津波により甚大な被害が生じ、発災時に住民は、緊急避難を余儀なくされたため、自宅にとり残されたり、飼い主とはぐれたりしたペットが放浪する例も多数生じました。これにより多数の犬の放浪や、無秩序な繁殖による猫の激増など、特に災害からの復旧時に支障をきたしたと言われています。

近年ではペットも家族の一員となっていることから、災害の発生時にペットを連れて安全な場所へ避難する同行避難の体制が整うことにより、飼い主が躊躇なく避難でき、ペットを飼っている人の安全を確保するとともに、放れた犬猫による非飼育者及び地域環境への影響を最小限に抑えることが可能となります。

【なぜルールの設定が必要なのか？】

避難所にはさまざまな人が避難してくることが想定されますが、中には動物が苦手な方やアレルギーをもつ方がいることも予想されます。

過去の災害時には、騒音や臭いの苦情、衛生面に起因する嫌悪感、人の避難スペースにペットを連れてくる等といった飼い主のマナーの悪さにより、トラブルが生じてしまいました。

ペットを飼育していない避難者の方の理解を得るためにも、守るべきルールの策定・周知を行い、ペットの飼い主に守ってもらうことが大切です。

※なお、身体障がい者の補助犬である盲導犬・聴導犬・介助犬などはペットではなく、「身体障害者補助犬法」により、公共的施設での同伴が認められています。

ただし、避難所内に同伴することにより、他の避難者がアレルギー症状を引き起こす可能性がある場合は、身体障がい者と補助犬に別室（動線が交わらないよう注意）を確保した上で、分離が原因で情報入手に遅れが生じないように配慮する必要があります。

ペット受入場所一覧（指定避難所）

中央区

避難所名
浜松中部学園
東小学校
八幡中学校
船越小学校
西小学校
西部中学校
鴨江小学校
県居小学校
追分小学校
広沢小学校
北部中学校
蛭塚中学校
竜禅寺小学校
南部中学校
双葉小学校
浅間小学校
江西中学校
（旧）北小学校
相生小学校
佐藤小学校
東部協働センター
城北小学校
高台中学校
泉小学校
萩丘小学校
葵が丘小学校
瑞穂小学校
開成中学校
葵西小学校
曳馬小学校
上島小学校
曳馬中学校
富塚小学校
富塚西小学校
富塚中学校
花川小学校
佐鳴台小学校
佐鳴台中学校
笠井小学校
豊西小学校
笠井中学校
与進小学校
与進中学校
与進北小学校
和田小学校
天竜中学校
和田東小学校
中ノ町小学校
積志小学校
積志中学校
中郡小学校
大瀬小学校
有玉小学校

中郡中学校
蒲小学校
丸塚中学校
神久呂小学校
神久呂中学校
入野小学校
入野中学校
西都台小学校
伊佐見小学校
湖東中学校
佐浜会館
和地小学校
篠原小学校
篠原中学校
庄内学園（庄内小中学校）
村櫛小学校
白洲公民館
大平台小学校
はまゆう図書館
舞阪第1保育園
舞阪小学校
舞阪第2保育園
舞阪幼稚園
舞阪中学校
渚園
舞阪総合体育館
雄踏小学校
雄踏中学校
雄踏文化センター
雄踏総合体育館
白脇小学校
砂丘小学校
新津小学校
新津中学校
河輪小学校
東陽中学校
芳川小学校
南陽中学校
芳川北小学校
飯田小学校
東部中学校
可美小学校
可美中学校
南の星小学校
三方原小学校
豊岡小学校
北星中学校
初生小学校
三方原中学校

浜名区

避難所名
都田小学校
都田中学校
都田南小学校
気賀小学校
西気賀小学校
伊目小学校

高台幼稚園
中川小学校
細江中学校
井伊谷小学校
引佐南部中学校
金指小学校
浜松湖北高等学校
奥山小学校
奥山体育センター
(旧)伊平小学校
(旧)川名小学校
引佐北部小中学校
(旧)渋川小学校
(旧)久留女木小学校
三ヶ日東小学校
三ヶ日西小学校
尾奈小学校
平山小学校
三ヶ日支所
浜名中学校
浜名小学校
内野小学校
北浜中学校
北浜東部中学校
北浜小学校
北浜北小学校
北浜南小学校
伎倍小学校
北浜東小学校
浜北北部中学校
中瀬小学校
赤佐小学校
麩玉中学校
麩玉小学校
新原小学校
(旧)大平小学校

天竜区

避難所名
熊小学校
上阿多古小学校
上阿多古ふれあいセンター
下阿多古小学校
(旧)下阿多古中学校
二俣小学校
清竜中学校
天竜高校
光明小学校
(旧)鏡山小学校
光が丘中学校
横山小学校
天竜壬生ホール
天竜特別支援学校
犬居小学校
(旧)熊切小学校
(旧)春野北小学校
気田小学校
天竜高校春野校舎

春野防災センター
(旧) 浦川小学校
浦川ふれあいセンター
(旧) 佐久間中学校
佐久間小学校
山香ふれあいセンター
佐久間中学校・湖北高等学校佐久間分校
城西ふれあいセンター
水窪小学校
(旧) 西浦小学校
水窪中学校
水窪文化会館
水窪総合体育館
(旧) 龍山第一小学校
龍山高齢者コミュニティセンター
龍山健康増進センター
龍山保健センター
龍山老人福祉センター
龍山森林文化会館

【ペット防災資機材の内容】

物品	数量	用途
①ブルーシート (3.6×5.4m)	2	ペット飼育スペース養生用 (雨風避け、視線コントロール、など)
②KPロープ	1	シート掛け、応急係留、立入制限等
③カラビナ	10	シート掛け、応急係留等
④ワイヤーリード	1	応急係留
⑤鉛筆	1	受付用文具
⑥カッター	1	各作業用
⑦個別札	20	ケージやリードへの装着 (飼い主明示)
⑧マグネットクリップ	3	掲示物の固定
⑨クリアファイル	6	掲示物の保管・カバー
⑩ファイルケース	1	掲示物や細かい備品の保管
⑪指示書等の書類一式	1	ペット飼育スペース設営・運営時での活用

※上記物資を専用のバッグに収納

ペットの飼育スペース設営の流れ

※以下の作業をペット同行避難者が主体となり進めて下さい

- ①ペット同行避難者の受付を設置しましょう
- ②必要事項（受付簿番号、飼い主の氏名及び注意事項※）を記入した個別札をケージやリードに付けましょう
- ③ペットの飼育スペースを設置しましょう
（設置場所は地区防災班員及び自主防災隊に確認してください）
（ペットの収容が一段落した後に）
- ④飼い主を集めてルールを確認しましょう

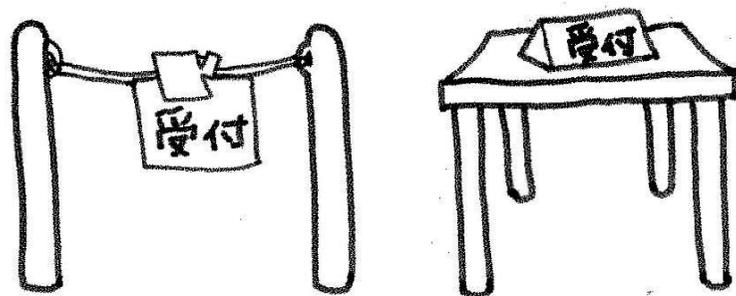
※例）触らないでください。かみませ。など

詳しくはこのバッグ内にある指示書をご確認ください。

指示書①

ペット同行避難者の受付を設置しましょう

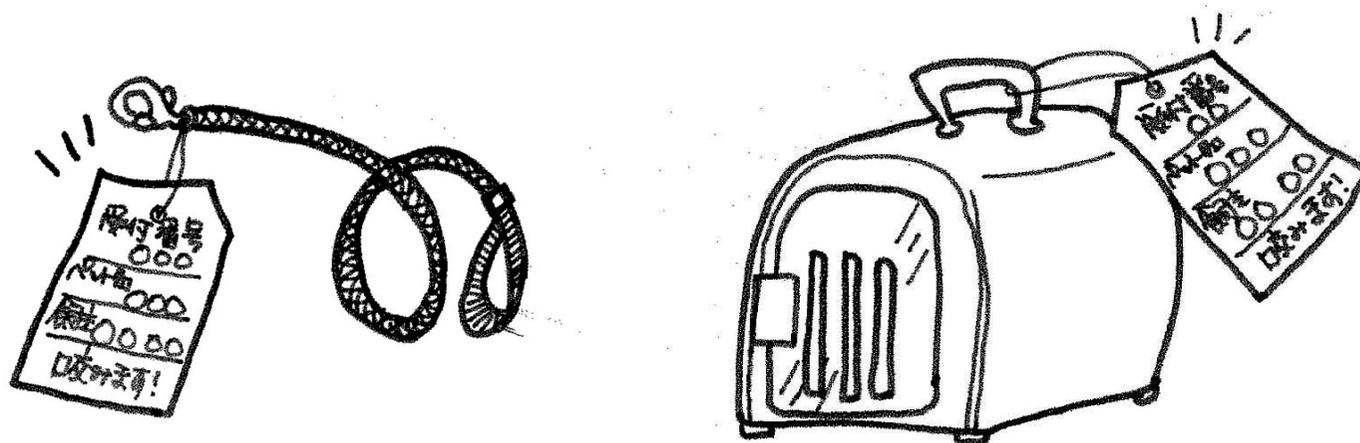
- ・ 机・椅子等を用いて受付場所を設置しましょう
- ・ バッグ内の「受付」を掲示しましょう
- ・ バッグ内の受付簿に必要事項を記載しましょう



指示書②

必要事項（受付簿番号、飼い主の氏名及び注意事項）を記入した個別札をケージやリードに付けましょう

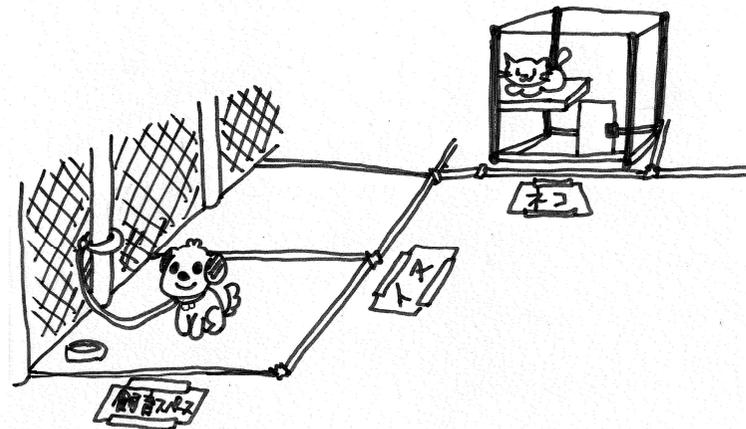
- ・ バッグ内の個別札に受付番号、飼い主の氏名、ペットについての注意事項（怖がり、かむ等）を記入しましょう
- ・ 必要事項を記入した個別札をケージ等に付けましょう



指示書③

ペットの飼育スペースを設置しましょう

- ・ 貼り紙やロープなどで飼育スペースを明確に示しましょう
- ・ 動物間のストレス防止のため、ペットの種類ごとにスペースを分けましょう（犬・猫・鳥類・爬虫類など）
- ・ ケージに入っていない犬は、バッグ内のカラビナ等と持参のリードを使って、グラウンドのフェンス等の確実につながられる場所につなぎましょう



指示書④

飼い主を集めてルールを決めましょう

バッグ内の「ペット飼育ルールの項目（例）」を参考にペット避難スペースにおけるルールを決めましょう

ルールに基づいた適切な管理には飼い主同士の協力意識が不可欠です

ペット飼育ルール of 項目 (例)

項目	ルール
給餌	<ul style="list-style-type: none">・ 時間の指定・ ゴミの廃棄場所、廃棄方法 (ニオイ対策)
犬の散歩	<ul style="list-style-type: none">・ 時間、場所の指定・ 他の避難者の動線と交わらないコースを指定
排泄場所	<ul style="list-style-type: none">・ 屋外の場所を指定・ 回収した排せつ物の廃棄場所、廃棄方法 (ニオイ対策)
清掃	<ul style="list-style-type: none">・ 時間の指定・ 場所の指定 (お散歩コース、排せつ場所など)
フードの保管	個別管理もしくは全体で一括管理
退去時の清掃	飼い主が協力して元の状態に戻し、きちんと清掃し消毒する
鳴き声の対策	けい留場所、ケージの場所を工夫する (対面の位置にしない、ケージ間の一定距離の確保など)

本マニュアルに関する問合せ先

■ ペットに関すること

浜松市健康福祉部保健所動物愛護教育センター

TEL : 053-487-1616

Eメール : aikyou@city.hamamatsu.shizuoka.jp

■ 避難所運営に関すること

浜松市危機管理監危機管理課

TEL : 053-457-2537

Eメール : bosai@city.hamamatsu.shizuoka.jp